

6.【様式2】防災体制

☛手引き(別冊)P5・P6参照

事例集p16

②気象情報の見かたを覚える

⑤施設の防災体制をつくる

作成のポイント!

■いつ避難すればよいかを知る・決める。

作成の手順

- ①「避難準備・高齢者等避難開始」の言葉を覚える。
- ②気象情報の見かたを覚える。
- ③雨量情報、水位情報の見かたを覚える。
- ④水位情報から避難判断する方法を覚える。
- ⑤施設の防災体制をつくる。

4. 防災体制
連絡体制及び防災体制は、以下の通りとする。

【防災体制の判断時期及び役割】

体制建立の判断時期	体制の役割	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 久慈市に洪水注意発表 久慈川(生出町地点)氾濫注意水位超過	気象情報・水位情報等の情報収集	統括・情報チーム
以下のいずれかに該当する場合 久慈市栄町に避難準備・高齢者等避難開始の発令 久慈川(生出町地点)避難判断水位超過※ 久慈市に洪水注意発表※	気象情報・水位情報等の収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	統括・情報チーム 避難準備チーム 統括・情報チーム 統括・情報チーム 避難誘導チーム
以下のいずれかに該当する場合 久慈市栄町地区に避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 久慈川(生出町地点)氾濫危険水位超過	要配慮者の避難誘導	避難誘導チーム

①「避難準備・高齢者等避難開始」の言葉を覚える

③雨量情報、河川の水位情報の見かたを覚える

④水位情報から避難判断する方法を覚える

・案内の事項のほか、統括管理室の指揮命令に従うものとする。
 「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令されていなくても、雨量等の気象情報や水位情報等の情報から施設管理者が危険だと判断した場合は避難を開始する。
 ・要配慮者の避難誘導の際に全職員も同時に避難することとする。
 ・夜間に氾濫注意水位(生出町地点)を越えた場合は注意体制を確立し、職員を1名を参集し、警戒体制確立後に避難できるように避難準備を開始する。

16

17

6.【様式2】防災体制

☛手引き(別冊)P5・P6参照

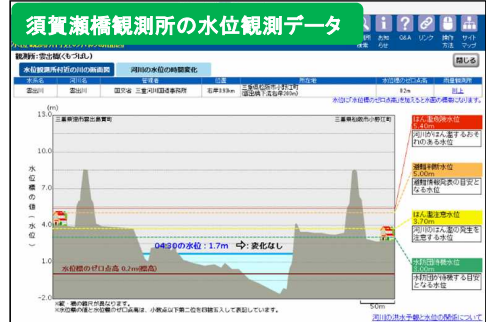
③雨量情報、河川の水位情報の見かたを知る

- 国・鳥取県により観測されている、雨量情報および河川の水位情報は、**国土交通省「川の防災情報」**や**鳥取県防災情報**のサイトから入手する。
- **雨の降り方や河川水位の時間的な状況変化**を1時間ごとに確認する。

「川の防災情報」の津市の選択画面

須賀瀬橋(CCTV)
須賀瀬橋(雨量)

須賀瀬橋観測所のCCTV画像データ



出典:国土交通省「川の防災情報」

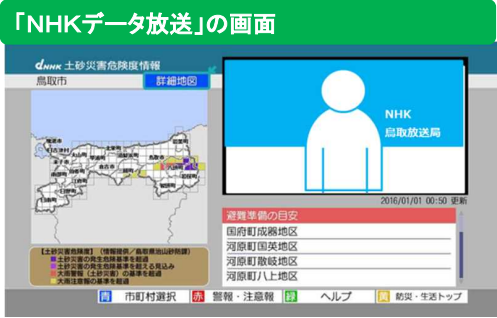
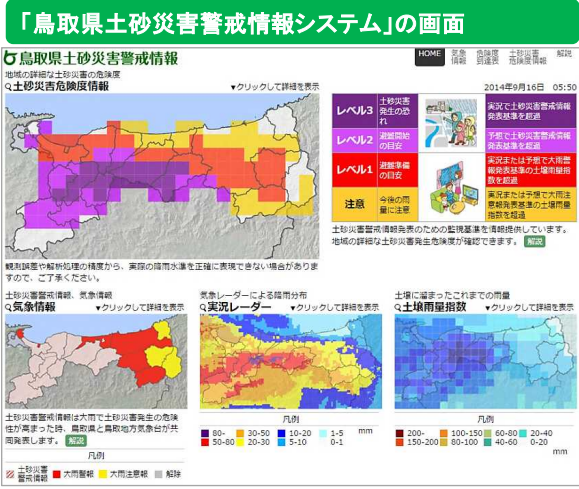
18

6.【様式2】防災体制

土砂災害

土砂災害危険度情報の見かたを知る

- 県では、ホームページやNHKデータ放送を通じて、土砂災害危険度情報を提供している。
- 施設の設備・体制等に最適な情報の入手手段を選定する。



危険度情報の表示	
レベル3 土砂災害発生の恐れ	土砂災害警戒情報の目安
レベル2 避難開始の目安	大雨警報の目安
レベル1 避難準備の目安	大雨注意報の目安
注意 今後の雨量に注意	

ポイント！
危険度は、施設周辺の色で確認

6.【様式2】防災体制

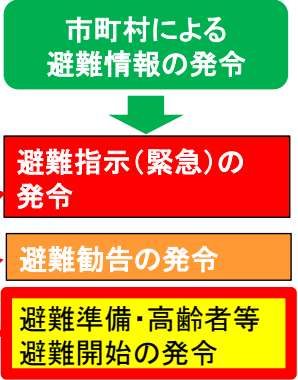
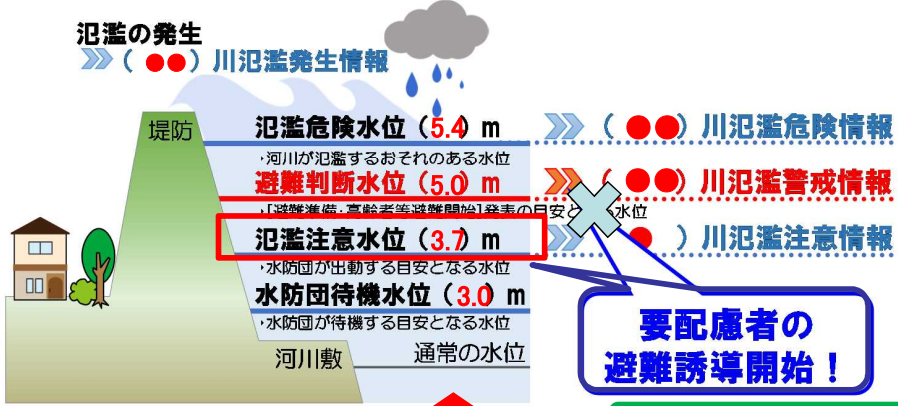
手引き(別冊)P5・P6参照

④河川の水位情報から避難判断を行う

●●川の●●●橋観測所を選定した場合

作成のポイント！
■避難判断に必要な河川の水位情報は国土交通省「川の防災情報」や鳥取県防災情報で確認する。

河川名	(●●●) 川	<input checked="" type="checkbox"/> 洪水予報・水位到達情報 あり <input type="checkbox"/> 洪水予報・水位到達情報 なし
-----	-----------	---



※鳥取県では1段階早い発令を指導しています。

- 作成の手順**
- 最寄りの水位観測所を確認する。
 - 氾濫注意水位や避難判断水位等の情報を覚える。

●●●橋観測所の水位到達情報

6.【様式2】防災体制

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 > ●市に洪水注意報発表 > ●●川(●●●橋地点) 水防団待機水位(3.5m)超過	注意体制確立	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 > ●市●●地区に避難準備・高齢者等避難開始の発令 > ●●川(●●●橋地点) 氾濫注意水位(4.8m)超過 > ○市に洪水警報発表	警戒体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 > ●市●●地区に避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 > ●●川(●●●橋地点) 避難判断水位(5.1m)超過	非常体制確立	施設全体の避難誘導	避難誘導要員

グループホーム ●●苑の作成例

作成のポイント!

■様式2には左の表を基本に次の情報を記入する。

- ・水位情報
- ・避難対象地区

※鳥取県では1段階早い発令を指導していますので、手引きの記述と異なります。。

・「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令していなくても、雨量等の気象情報や水位情報等の情報から施設管理者が危険だと判断した場合は避難を開始する。

・夜間|水防団待機水位(●●●橋地点)を超えた場合は注意体制を確立し、職員1名を参集し、警戒体制確立後に避難できるように避難準備を開始する。

6.【様式2】防災体制

土砂災害

時間	土砂災害警戒情報・気象警報等	避難勧告等	(判断基準の設定の一例)	(求められる行動)
	大雨注意報	避難準備・高齢者等避難開始	土砂災害に関するメッシュ情報の「実況または予想で大雨警報の基準に到達」等	・要配慮者は、立ち退き避難する。
	大雨警報(土砂災害)	避難勧告	土砂災害警戒情報が発表等	・災害に対応した指定避難場所へ立ち退き避難する。 ・立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」への避難や、「屋内での安全確保措置」をとる。
	大雨特別警報(土砂災害)	避難指示(緊急)	土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」等	・直ちに立ち退き避難する。 ・立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。

※「土砂災害警戒情報が発表された場合は、市町村長は直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。」土砂災害防止対策基本指針(平成27年1月)抜粋)

・「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令していなくても、雨量等の気象情報や土砂災害危険度情報等の情報から施設管理者が危険だと判断した場合は避難を開始する。

7.【様式3】情報収集・伝達

☛手引き(別冊)P⑤参照

5. 情報収集・伝達 (1) 情報収集

① 防災情報の収集方法を決定する

■ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用) ラジオ インターネット ○気象庁HP・地方気象台HP
洪水予報・河川水位	インターネット ○「川の防災情報」の水位情報 ・市内河川の水位到達情報発表状況、 水位観測所の水位等を確認
避難情報 ・避難準備・高齢者等 避難開始 ・避難勧告 ・避難指示(緊急) 避難所の開設状況	防災情報メール(事前登録) 防災行政無線(電話応答サービス有) テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用) ラジオ インターネット ○市ホームページ 緊急速報メール(NTTドコモ、au、Soft Bank)

作成のポイント！

■ 誰が、どうやって、何を収集するか(総括・情報班)を決める。

作成の手順

① 防災情報の収集方法を決定する。

23

7.【様式3】情報収集・伝達

☛手引き(別冊)P⑤参照

5. 情報収集・伝達 (2) 情報伝達

② 防災情報の伝達方法を決定する

- ① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ② いざというときに、徒歩や自動車での避難が困難な場合には、避難困難者の状態や人数について「●市●●課」に報告する。
- ③ ●市への連絡先は「●市●●課(☎000-000-0000)」とする。

作成のポイント！

■ 誰に、どうやって伝達するか(総括・情報班)を決める。

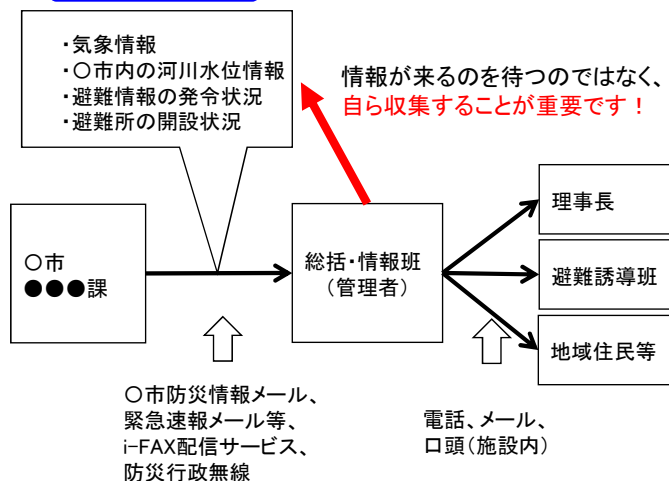
作成の手順

② 防災情報の伝達方法を決定する。

【留意事項】 情報伝達について

- ・ 防災体制の編成と任務等を考慮して情報伝達経路を設定してください。

情報伝達系統図



24

【情報収集・伝達の5本柱】

	記載内容	チェック欄
①だれが	情報伝達班 (〇〇さんと〇〇さんなど)	様式12(様式編:P12)の情報伝達要員に記載してあるか?
②どうやって(収集方法)	FAXやメールなど パソコン(インターネット)	様式3の(1)(様式編:P4)収集する情報及び収集方法に記載してあるか?
③何を(収集する情報)	【避難判断の根拠】 気象情報 洪水予報または水位到達情報 避難準備・高齢者等避難開始など	
④誰に	施設の管理者、統括管理者など	様式12(様式編:P12)の管理権限者、代行者が記載されているか?
⑤どうやって伝達するか(伝達方法)	館内放送や掲示板など	様式3の(2)(様式編:P4)情報伝達に記載されているか?

事例集p18

6. 避難誘導
(1) 避難先
避難先は指定緊急避難場所とする。(当施設周辺の浸水深は1~2m未満であり、屋内安全確保は危険であるため、立退き避難とする。)
避難場所(1)の元気の泉に避難するが、元気の泉が満員であった場合は避難場所(2)久慈東高等学校に向かう。
逃げ遅れや、激しい雨が継続するなどして、避難場所(1)まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合は、避難場所(3)(4)のいずれかに避難する。(浸水区域外への移動を優先する)

(2) 避難経路
避難場所までの避難経路については、「P3 避難経路図」のとおりとする。
避難場所(1)元気の泉への避難経路は避難経路①を使用する。
日中で、避難経路②が浸水していないことを確認した場合は、避難経路②を使用する。

(3) 避難誘導
避難先までの移動手段は、以下の通りとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所(1)	元気の泉	2700m	車両 2~3台
避難場所(2)	久慈東高等学校	3800m	車両 2~3台
避難場所(3)	天天堂公民館	500m	車両 2~3台
避難場所(4)	寺里公民館	1700m	車両 2~3台
屋内安全確保	-	-	-

(指定緊急避難場所)



①避難先、避難経路は避難経路図から調べる

②避難先までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定する

作成のポイント!

■誰が、誰を、どうやって避難させるか
(避難誘導班)を決める。

作成の手順

- ①避難先、避難経路の安全性を再度確認する。
- ②避難先までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定する。
- ③必要な車両台数、人数などを確保する。

【留意事項】

■移動手段について

- ・搬送車を手配して移送する必要がある場合、**必要な台数**が手配できるか**事前の確認**が必要です。
- ・**夜間や大雨等の状況を想定して**移動手段を設定する。

9.【様式5】避難の確保を図るための施設の整備

☛手引き(別冊)P⑨参照

事例集p19

①水害時に必要な資器材を追記する。

7. 避難の確保を図るための施設の整備
 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
 これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧	
	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ1台、ラジオ2器、タブレット端末1台、ファックス1台、携帯電話1台、乾電池10個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗2枚、携帯電話1台、携帯電話用バッテリー1個、懐中電灯2台、乾電池10個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具9人分、ホッカイロ
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚、おやつ30個、血圧計、体温計、パルスオキシメーター
その他	ウェットティッシュ100枚、ゴミ袋50枚、タオル20枚、ティスボーザル手袋、雨具

8. 防災教育及び訓練の実施
 従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■防災に係る研修
 毎年5月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年5月に全従業員を対象に避難誘導に関する研修を実施する。

■防災訓練
 毎年7月に新規採用の従業員を対象として避難誘導に関する訓練を実施する。毎年7月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

作成の手順

- ①水害時に必要な資器材を追記する。
- ②消防法に基づく「非常災害対策計画」などの、既にある計画の内容を活用してください。

27

10.【様式6】自衛水防組織の業務に関する事項

☛手引き(別冊)P⑧参照

事例集p20

①管理権限者、代行者を決定する

9. 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年5月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年7月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
 自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第7項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

②情報収集伝達要員、避難誘導要員を決定する

作成の手順

- ①管理権限者、代行者を決定する
- ②情報収集伝達要員、避難誘導要員を決定する

28

事例集p25

別添 「自衛水防組織活動要領」

(自衛水防組織の編成)
 第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
 (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるような組織を統括する。
 (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
 3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
 4 自衛水防組織に、チームを置く。
 (1) 班は、統括・情報、避難準備、避難誘導、応急救護、炊き出しの各チームを置き、チームリーダーを置く。
 (2) 各チームの任務は、洪水時の避難確保計画の防災体制一覧表に掲げる任務とする。
 (3) グループホームひだまり及び受け入れ先避難場所を自衛水防組織の活動拠点とし、各チームのチームリーダーを自衛水防組織の中心として配置する。
 (自衛水防組織の運用)
 第4条 管理権限者は、従業員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成を行い、必要不可欠の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在任の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。
 (自衛水防組織の装備)
 第5条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
 (1) 自衛水防組織の装備品は、別表1「自衛水防組織装備品リスト」とおりとする。
 (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が事務室・物品庫に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

②班構成を差し替える

①施設名を差し替える

事例集p26

(自衛水防組織の活動)
 第6条 自衛水防組織の各チームは、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

作成の手順

- ①施設名を差し替える
- ②班構成を差し替える

事例集p27

①水害時に必要な装備品を追記する。

別表1 「自衛水防組織装備品リスト」

担当名	備品目
総括・情報チーム	名簿(従業員、入所者様等)
	緊急連絡先名簿(入所者様用、施設用、関係機関用)
	照明器具(懐中電灯等)
	情報収集及び伝達機器(ラジオ、携帯電話等)
避難準備チーム	名簿(従業員、入所者様等)
	緊急連絡先名簿(入所者様用、施設用、関係機関用)
	飲料水(一人一日あたり2リットル)
	非常用食料(缶詰、乾パン等)
	懐中電灯、乾電池、ろうそく、マッチ
	携帯用ラジオ、乾電池
	器具等
避難誘導チーム	名簿(従業員、入所者様等)
	緊急連絡先名簿(入所者様用、施設用、関係機関用)
	各入所者様名札等(目印になるもの)
	誘導の標識(室内旗等)
	情報収集及び伝達機器(携帯電話等)
	懐中電灯
	携帯用拡声器
誘導用ライフジャケット	
応急救護チーム	蛍光塗料等
	応急手当セット(三角布、包帯、医薬品、ばんそうこう、血圧計、体温計、ガーゼ、はさみ等)
	簡易ベット
	簡易トイレ
	タオル、毛布等
	リハビリパンツ等衛生用品

作成の手順

- ①水害時に必要な装備品を追記する。
- ②消防法に基づく「非常災害対策計画」などの、既にある計画の内容を活用してください。